

静岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月23日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第42号

静岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

静岡県中小企業高度化資金貸付規則（昭和47年静岡県規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(資金の種類等)			(資金の種類等)		
第4条 (略)			第4条 (略)		
2 (略)			2 (略)		
3 中小企業高度化資金の利率は、年 <u>0.45パーセント</u> とする。ただし、別表第5に掲げる要件に該当する場合は、無利子とする。			3 中小企業高度化資金の利率は、年 <u>0.35パーセント</u> とする。ただし、別表第5に掲げる要件に該当する場合は、無利子とする。		
別表第3 (略)			別表第3 (略)		
項	事業の種類	事業の内容	項	事業の種類	事業の内容
(略)			(略)		
11	(略)	政令第3条第2項第1号に基づく省令第36条第1号イに規定する地域産業の創造に関する計画、 <u>同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する地場産業の振興に関する計画又は同号ニに規定する認定支援計画に基づいて実施する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</u>	11	(略)	政令第3条第2項第1号に基づく省令第36条第1号イに規定する地域産業の創造に関する計画、 <u>同号ロに規定する地場産業の振興に関する計画又は同号ハに規定する認定支援計画に基づいて実施する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</u>
12	(略)	政令第3条第2項第2号に基づく省令第37条第1号イに規定する商店街整備等支援計画、 <u>同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは認</u>	12	(略)	政令第3条第2項第2号に基づく省令第37条第1号イに規定する商店街整備等支援計画、 <u>同号ロに規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは認定特定民間中心市街地経済活力向上事</u>

		定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画又は同号ニに規定する商店街活性化支援事業計画に基づいて実施する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの
(略)		

		業計画又は同号ハに規定する商店街活性化支援事業計画に基づいて実施する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの
(略)		

別表第4 (略)

項	資金の種類	貸付けの相手方	貸付割合
(略)			
9	(略)		整備資金の100分の80以内（小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、 <u>常時使用する従業員の数が5人以下</u> ）の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。以下同じ。）に対する貸付けについては100分の90以内）
(略)			

別表第4 (略)

項	資金の種類	貸付けの相手方	貸付割合
(略)			
9	(略)		整備資金の100分の80以内（小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、 <u>5人</u> ）以下の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。以下同じ。）に対する貸付けについては100分の90以内）
(略)			

別表第5 (略)

(1)～(16) (略)

(17) 別表第3の1の項、3の項、5の項又は7の項から9の項までに掲げる事業のうち、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第9条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施するものに係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

(18)～(25) (略)

別表第5 (略)

(1)～(16) (略)

(17) 別表第3の1の項、3の項、5の項又は7の項から9の項までに掲げる事業のうち、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第15条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施するものに係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

(18)～(25) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の静岡県中小企業高度化資金貸付規則第4条第3項の規定は、この規則の施行の日以後の貸付けの決定に係る貸付金について適用し、同日前の貸付けの決定に係る貸付金については、なお従前の例による。